

熊本市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に準じて、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業の実施方針を公表する。

平成 23 年 3 月 31 日【平成 23 年 7 月 11 日修正】

熊本市長 幸山 政史

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業

実施方針

【修正版】

熊本市（以下「市」という。）は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に定められる手続にのっとり、公設民営（DBO）方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営 以下「DBO方式」という。）で実施する。

ここに、PFI法第 5 条第 1 項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する市の方針を定め、同条第 3 項の規定により公表する。

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業 実施方針

目次

【用語の定義】	1
1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容	1
(2) 特定事業の選定	3
(3) 民間事業者が実施する業務の範囲	4
(4) 市が実施する業務の範囲	6
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 募集及び選定スケジュール（予定）	7
(2) 応募者の参加資格条件	7
(3) 民間事業者の審査及び選定	11
(4) 応募に係る提出書類	13
(5) 落札者決定後の手続き	13
(6) 提出書類の取扱い・著作権	13
(7) 費用負担	13
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 想定されるサービスの水準・仕様	14
(2) リスク分担及びその考え方	14
(3) 市による事業の実施状況の監視	14
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
(1) 施設の立地条件	16
(2) 施設規模	17
(3) 高効率発電施設の整備	17
5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
(1) 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	18
(2) 財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
(3) その他の支援に関する事項	18
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
(1) 議会の議決	18
(2) 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ	18

添付資料 1	:	事業予定地位置図
添付資料 2	:	契約形態
添付資料 3	:	事業に係るリスク分担（案）
添付資料 4	:	主要な契約条件
添付資料 5	:	熊本市新西部環境工場整備及び運営事業 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書

【用語の定義】

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、新西部環境工場施設整備及び運営事業をいう。
- (2) 「要求水準書」とは、本事業の入札において市が公表した本事業に関する募集要項のうち要求水準書及びこれに関する質問回答をいう。
- (3) 「技術提案書等」とは、本事業の入札公告の募集要項により提出される技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書をいう。
- (4) 「本施設」とは、本事業において要求水準書に従い建設される新西部環境工場をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された企業又は企業グループをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。
- (7) 「運営委託費」とは、市が民間事業者に対して支払う本施設の運營業務の履行の対価のことをいう。
- (8) 「入札説明書」とは、本事業の入札に当たり市が公表した入札説明書及びこれに関する質問回答をいう。
- (9) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容

ア 事業名称

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業

イ 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

ウ 公共施設等の管理者等

熊本市長 幸山 政史

エ 事業予定地

熊本市小島二丁目及び城山薬師二丁目の各一部
(事業予定地位置図を添付資料1に示す。)

オ 事業の目的

市では、現西部環境工場の老朽化に伴い、新たに可燃性の一般廃棄物（ごみ）を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理する一般廃棄物処理施設として新西部環境工場の建設を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは、経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって、DBO方式により、本施設を整備し同施設の完成後20年間にわたって運営することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

カ 事業内容

- (ア) ごみ焼却炉の方式は、全連続燃焼式ストーカ方式とする。
- (イ) 施設運転については、高い安全性、安定性及び省力化を図るため自動運転制御とする。
- (ウ) 効率的な運転管理が可能で、安全かつ快適な作業環境の整った施設とする。
- (エ) 最新の技術を導入した施設とし、公害防止関係諸法令の規制基準を十分満足するとともに周辺環境にも十分配慮する。
- (オ) 設計・施工及び運転・維持管理を通して長寿命化(35年の施設稼動)を目指す施設とする。

- (カ) ごみを焼却し、無害化、安定化を行う。
- (キ) ごみの焼却により生じる主灰及び飛灰の再資源化を行う。ただし、主灰の再資源化は、本事業の範囲外とし、市が別途行う。
- (ク) ごみの焼却により生じた余熱等のエネルギーの有効利用を図るため、高効率発電、周辺施設への電力及び熱供給を行う。
- (ケ) 環境学習の起点となる施設として整備し、児童・生徒、学生及び一般見学者等の学習・啓発等に貢献する。

キ 事業手法

本事業は、DBO方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、市は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備については、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下「交付金」という。）の対象事業として考えている。

民間事業者は、単独又は特定建設工事共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を設立し、20年間にわたって、本施設の運営・維持管理・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。

ク 契約の形態

市と民間事業者は、添付資料2に示す形態の契約を締結する。

市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下「基本契約等」という。）を民間事業者と締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者が本施設の運営業務を担当する運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下「運営委託契約」という。）を締結する。

また、市は、本施設から排出される飛灰の再資源化に関して、飛灰の輸送を担当する企業（以下「飛灰輸送企業」という。）と飛灰の輸送業務委託契約を締結する。

また、市は、飛灰の再資源化を担当する企業（以下「飛灰処理企業」という。）と飛灰処理業務委託契約を締結する。基本契約、建設請負契約、運営委託契約、輸送業務委託契約、飛灰処理業務委託契約の5つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

ケ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 本施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成28年2月末まで
- (イ) 現工場（本施設干渉部分）の解体工事及び関連外構工事完了：平成28年9月
- (ウ) 本施設の運営期間：平成28年3月1日から平成48年3月末までの20年1ヶ月

コ 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

サ 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ア) 実施方針の公表	平成 23 年 3 月
(イ) 特定事業の選定	平成 23 年 5 月
(ウ) 入札公告（募集要項の公表）	同年 7 月
(エ) 入札書類提出	同年 10 月
(オ) 落札者の決定	同年 12 月
(カ) 特別目的会社の設立	落札者の決定後速やかに
(キ) 契約詳細の詰め	平成 24 年 1 月～平成 24 年 2 月
(ク) 仮契約の締結	平成 24 年 2 月
(ケ) 特定事業契約の締結	平成 24 年 3 月
(コ) 設計・施工着手	同年 4 月
(サ) 本施設の引渡し	平成 28 年 2 月
(シ) 供用開始	同年 3 月 1 日
(ス) 契約終了	平成 48 年 3 月末日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準等の資料である。

(2) 特定事業の選定

次の考え方・手順に従い、P F I 法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

ア 選定の考え方

次の 2 点を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (ア) 民間事業者に支払う設計・施工の対価（以下「建設請負費」という。）及び運営業務の対価（以下「業務委託費」という。）を含め、事業期間全体において市が負担する費用の総額について価格審査を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (イ) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素審査を行い、市が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

イ 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を市ホームページで公表する。

- (ア) 価格審査の実施
事業期間全体において市が負担する支出（交付金収入を除く。）の総額の評価
- (イ) 非価格要素審査の実施
 - (a) 民間事業者に移転されるリスクの評価
 - (b) 公共サービス等水準の評価
- (ウ) (ア)及び(イ)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。
- (エ) 評価の結果を公表する。

(3) 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア 事前業務

落札者の決定後速やかに、民間事業者は、特別目的会社を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ 設計・施工業務

- (ア) 建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。
- (イ) 設計・施工については、土地の造成及び外構工事、解体工事、建築物及び建築設備工事、プラント工事、地盤改良工事及びその他の関連工事を行う。
- (ウ) 施工範囲の詳細は、今後公表する募集要項に示すこととする。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、その他の関連業務、計画通知等の手続きに対する協力、書類整備等及び本施設の試運転（予備性能試験、引渡性能試験を含む。）を行うものとする。

ウ 運營業務

- (ア) 搬入者への分別搬入ルールの説明・教示、処理対象物の受け入れ、受け入れた処理対象物の焼却処理、焼却処理等にて生成される副生成物（飛灰、主灰、主灰異物等）の貯留・保管等、本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務。
- (イ) 市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出。
- (ウ) 飛灰の運搬、山元還元（飛灰からの非鉄金属の回収等）による再資源化。
- (エ) 上記業務を実施するために必要な各設備の運転及び各種の測定、測定結果の記録、並びに経常的な施設の保守管理。
- (オ) 電気事業法（保安規程）その他電気関係法令による電気工作物の工事・維持及び運転に関する保安業務。
- (カ) 本施設の各設備・各機器の保守点検（法定・定期点検等含む。）、修理及び更新。

- (キ) 本施設の各設備・各機器の清掃・整備作業。
- (ク) 本施設の建屋（管理棟を含む。）、敷地内の維持管理、清掃作業。
- (ケ) 本施設の保守管理上の日報・月報・年報の作成、その他統計事務の実施及び各種報告書等の作成。
- (コ) 本施設の維持管理の記録、閲覧に係る業務。
- (ク) 地元の（仮称）保全協議会への参加・出席・運営協力等。
- (シ) 本施設の一般見学者への対応。
- (ス) 周辺住民からの意見や苦情対応に関する市への協力。
- (セ) その他、本施設の運営に関する一切の業務。
- (ソ) 場外搬入道路、周辺道路の清掃作業。
- (タ) 本施設を運転することにより発生する余熱を利用した発電、発電した電力の本施設内利用及び市が指定する市関連施設への電力供給（電気事業法で規定する特定供給による。）及び余剰電力（発電電力のうち、施設内利用及び市関連施設への電力供給分を除いた電力量をいう。以下同じ。）の売電。
 なお、余剰電力の取扱いについては、売電収入（新エネルギー等電気相当量を含む）等を事業者帰属とする。
- (チ) 新設余熱利用施設等への余熱供給とその設備（工場敷地内に限る。）の維持管理。

エ 運營業務終了時の引継業務

- (ア) 市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は、本事業の範囲には含まない。
- (イ) 市は、事業期間終了の日の3年前以降の期間において、事業期間終了後の施設の運営方法について検討し、運営事業者は、市の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行う。
 - (a) 本施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出提示 図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書
 - (b) 事業終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施
 - (c) 市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務
- (ウ) 建設請負業者である本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業は、特殊部品等の提供を含めた技術的協力を行う。

オ 地域経済への貢献

民間事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこと。また、運営に際し地元雇用及び障がい者の就労機会等への配慮を積極的に行うこと。

カ その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

(4) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 環境影響評価の実施

市は、熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施する。

なお、運営事業者は、市が策定する「環境影響予測評価準備書」及び契約締結後に提示する「環境影響予測評価書」の内容を遵守すること。

ウ 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、市の管理のもと収集される処理対象物の搬入を行う。(市は必要に応じて新西部環境工場において搬入指導を行う。)

エ 主灰の処理

市は、主灰の処理を本事業の範囲外とし別途実施する。

オ 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

カ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者の協力のもと行う。

キ 行政視察・施設見学者への対応

市は、本施設の行政視察への対応を行う。なお、運営事業者は、必要な資料の作成等の協力を行う。また、運営事業者が行う本施設の見学者対応に対し、市は、必要に応じて協力を行う。

ク 施設整備費及び運営委託費の支払い

市は、熊本市会計規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度毎に建設請負事業者へ、運営委託費を運営期間にわたって毎月、運営事業者を支払う。

ケ その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札で行う。

民間事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

ア 入札公告（募集要項の公表）	平成 23 年 7 月
イ 募集要項に関する質疑回答	平成 23 年 7 月
ウ 資格審査の受付締切	平成 23 年 7 月
エ 資格審査の結果の通知、対話要領の送付	平成 23 年 8 月
オ 応募する企業又は企業グループとの対話	平成 23 年 9 月
カ 入札書類提出	平成 23 年 10 月
キ 形式審査の実施	平成 23 年 11 月
ク 非価格要素及び価格要素の審査	平成 23 年 12 月
ケ 総合評価の実施	平成 23 年 12 月
コ 落札者の決定	平成 23 年 12 月
サ 基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
シ 特別目的会社の設立	落札者の決定後速やかに
ス 契約詳細の詰め	平成 24 年 1 月～平成 24 年 2 月
セ 仮契約の締結	平成 24 年 2 月
ソ 特定事業契約の締結	平成 24 年 3 月

(2) 応募者の参加資格条件

応募する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、資格審査申請書の受付締切日において以下の資格条件をすべて満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下「構成企業」という）から構成されるものとする。
- (イ) 企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (ウ) 構成企業にあっては、本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業、本施設の運転・維持管理を行う企業を構成員として定めること。また、構成企業のう

ち本施設の建築部分の設計・施工を行う企業、土木部分の施工を行う企業、飛灰の処理先まで飛灰を運搬する企業、処理先において飛灰の処理を行う企業については、構成員または協力会社として定めること。

- (エ) 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (オ) 代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (カ) 代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。ただし、本施設から排出される飛灰の運搬を担当する飛灰運搬企業、及び飛灰の再資源化を担当する飛灰処理企業についてはこの限りでない。
- (キ) 代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (ク) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

イ 応募者の参加資格条件

(ア) 構成企業

構成企業は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- a 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定または再生計画の認可決定がなされていること。
- c 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号又の規定に該当しないこと。
- d 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）、熊本市上下水道局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- e 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- f 熊本市税の滞納がないこと。
- g 以下に示す者またはその者と関連をもつ者でないこと。
 - ア) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社

社日本総合研究所及び同協力企業である復建調査設計株式会社及び西村あさひ法律事務所

- イ) 本事業の審査を行う熊本市新西部環境工場整備及び運営事業者審査委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有し、またはその出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

(イ) 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を行う企業は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体企業又は次に掲げる条件を満たす者により構成される異工種建設工事共同企業体(以下「異工種JV」という。)とする。

- a 本施設の設計・施工を行う単体企業又は異工種JVの構成員のすべては熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則(昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。)第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- b 仮契約締結予定日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- c プラント部分の設計・施工を担当する企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- d プラント部分の設計・施工を担当する企業は、以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント部分を自社施工した実績を有すること。
 - ア) 1炉100t/日以上規模かつ2炉構成以上。
 - イ) 廃棄物発電を行っていること。
 - ウ) 平成22年12月31日現在でのべ3年以上の稼働実績を有すること。
- e 建築部分の設計・施工を担当する企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- f 建築部分の設計・施工を担当する企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- g 土木部分の施工を担当する企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- h 本施設工事に關し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

- ア) プラント部分の施工を担当する企業においては、清掃施設工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者。
- イ) 建築部分の施工を担当する企業においては、建築一式工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。
- ウ) 土木部分の施工を担当する企業においては、土木一式工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。
- エ) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者
- オ) 監理技術者については、担当する部分の工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。
- i 異工種JVの場合の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること（代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者）。

(ウ) 本施設の運転及び維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の運転及び維持管理業務を担当する企業（以下「運転維持管理企業」という）は、次の条件をすべて満たしていること。

- a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- b 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- c 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設において延べ1年以上の運転管理実績があること。
 - ア) 1炉100t/日以上規模かつ2炉構成以上。
 - イ) 廃棄物発電を行っていること。
 - ウ) 平成22年12月31日現在でのべ3年以上の稼働実績を有すること。

(エ) 本施設で発生する飛灰の運搬及び再資源化を行う企業

応募者のうち、本施設の飛灰の運搬及び再資源化業務を担当する企業（共同企業体の場合は共同企業体の構成員）は、次の条件をすべて満たしていること。

- a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に

登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「廃棄物処理業務」・第2分類「特別管理産業廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。

- b 特別管理産業廃棄物の収集運搬または処分の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、第6号、第7号または第9号のいずれかに規定するばいじんの収集運搬または処分を当該許可の範囲に含むものに限る。）を有する者であって、平成23年3月31日現在、当該許可に係る事業を営み1年以上経過している者であること。

(3) 民間事業者の審査及び選定

次の事業者選定基準及び選定方法に従い民間事業者を選定することとする。

ア 事業者審査委員会の設置

市は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業者審査委員会」（以下「事業者審査委員会」という。）を設置する。

審査委員は、以下のとおりとする。

委員	天本徳浩	（崇城大学工学部エコデザイン学科准教授）
委員	荒井喜久雄	（社団法人全国都市清掃会議技術部長）
委員	池上恭子	（熊本学園大学商学部教授）
委員	篠原亮太	（熊本県立大学環境共生学部教授）
委員	鳥居修一	（熊本大学大学院自然科学研究科教授）
委員	野本修	（西村あさひ法律事務所弁護士）
委員	堀洋一	（熊本市総務局次長）
委員	坂本孝広	（熊本市企画財政局次長）
委員	山田利博	（熊本市環境保全局次長）

イ 事業者選定基準

事業者選定の基準はおおむね次のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は、募集要項に示すこととする。

(ア) 価格要素

- a 施設整備費
- b 運営費等

(イ) 非価格要素

- a 環境への配慮
- b 安心・安全な施設
- c 事業活動の安定性
- d 将来を見据えた維持管理

e 地域経済への貢献

ウ 事業者審査方法

事業者の審査及び選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、事業者審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が落札者を決定する。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

(ア) 資格審査

市は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「2(2)応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

(イ) 応募者との対話

市は、民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、資格審査を通過した応募者と対話を行う予定である。

なお、具体的な実施内容については、募集要項及び対話要領において示す。

(ウ) 本審査

a 形式審査

形式審査は、応募者から提出された入札書類（技術提案書、非価格要素提案書、入札書及び事業計画書等）について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

b 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「イ 落札者決定基準」に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

(エ) 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、落札者を決定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

エ 審査結果の公表

市は、事業者審査委員会の報告を受けて落札者を決定し、その結果を市ホームページで公表する。

(4) 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、対話実施時の提出書類、その他提出書類の詳細については、募集要項及び対話要領において示す。

ア 資格審査申請時の提出書類

- (ア) 資格審査申請書類
- (イ) 参加資格確認資料

イ 本審査時の提出書類

- (ア) 技術提案書
- (イ) 非価格要素提案書
- (ウ) 事業計画書
- (エ) 入札書

(5) 落札者決定後の手続き

ア 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後速やかに特別目的会社を熊本市内に設立する。

特別目的会社は、添付資料 4 の主要な契約条件に示す要件を満たすこととする。

イ 交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、市が行う当該交付金の申請手続き等に協力すると共に、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

ウ 契約詳細の詰め

市と落札者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

(6) 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、熊本市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないが返却はしない。

(7) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行う。

(2) リスク分担及びその考え方

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工業務及び運営業務等に伴うリスクは、原則として建設請負事業者又は運営事業者等のいずれかが負担するものとする。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、市がリスクを負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料3の事業に係るリスク分担によるものとし、特に重要なものについては添付資料4の契約条件等に示す。なお、契約条件の詳細については、落札者と市の間で締結する契約書等において規定し、募集要項にて示す。

(3) 市による事業の実施状況の監視

ア 設計・施工段階

市は、建設請負事業者による設計・施工業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を市へ提出し、市の確認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び市が提出を要求した図書を市へ提出し、これらの図書の市による確認等を受けることとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けることとする。なお、市は、必要に応じて、建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し、市は、当該計画書を確認する。引渡性能試験は、市の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、市が認める計量証明機関が実施することとする。

また、業務の監視により、設計・施工業務の各業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市は、建設請負事業者に改善を命令し、当該事業者は、必要な措置を講じるものとする。

イ 運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いる。また、必要に応じて、市は、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うものとする。その他、市は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査する。

原則として、監視により確認された運営業務の状況については、公開されるものとする。また、本施設の運営業務の監視により、運営事業者の責めに帰すべき事由により、本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、市は、運営事業者に改善を命令し、運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

ウ 運営期間の終了段階

運営期間終了時には、市は、運営事業者から提案された維持管理補修計画の実施状況を確認し、本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、市から確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア 事業用地

熊本市小島二丁目及び城山薬師二丁目の各一部

イ 予定敷地面積

約 7.0ha

ウ 都市計画等に関する事項

- | | | |
|------------------|---|--|
| (ア) 区域区分 | : | 市街化調整区域 |
| (イ) 防火地域及び準防火地域 | : | 指定なし |
| (ウ) 高さ制限 | : | 航空法による |
| (エ) 高度地区及び高度利用地区 | : | 指定なし |
| (オ) 建ぺい率 | : | 60%以内 |
| (カ) 容積率 | : | 200%以内 |
| (キ) 緑化率 | : | 20%以上 |
| (ク) その他法規制 | : | 農業振興地域内農用地区域外
: 浸水想定区域 (2~5m の浸水が想定される) |
| (ケ) その他 | : | プラント排水は放流不可 |

エ 地形、地質等

(ア) 地理条件

建設地は、白川及び坪井川に挟まれた三角州性低地である。現在の土地利用は、農業地が大部分を占める。また、東側には、隣接して現在稼働している西部環境工場があり、本事業の敷地の一部は既設の西部環境工場の用地としている。

主要な道路としては、主要地方道熊本高森線が東西に走っており、主要地方道熊本高森線は西側で一般国道 501 号線、東側で主要地方道並建熊本線と交差している。

(イ) 地質の状況

市では平成 21 年に建設地において、2 箇所のボーリング調査を実施している。調査結果については、募集要項において示す要求水準書を確認すること。

オ その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、募集要項において示す。

(2) 施設規模

低質ごみから高質ごみの範囲のごみ質の処理対象物について、年間計画処理量 75,000 t/年を安定的に処理することが可能な能力を有する施設規模とする。ただし、施設規模は、280 t/日（140t/日×2 炉）とする。また、現西部環境工場と同等の破砕処理能力を有することとする。

(3) 高効率発電施設の整備

高効率発電施設の交付要綱に従い、発電効率は 17%以上とすること。

5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営委託契約に規定される条件に基づいて、20年間の事業期間にわたり適切に施設の運営を継続する必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスに重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな企業又は企業グループを選定することとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は現時点ではない。

(2) 財政上及び金融上の支援等に関する事項

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。

なお、本施設の整備については、交付金の対象事業として考えている。

(3) その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、市は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

特定事業契約（基本契約）の締結に当たっては、市議会の議決を得るものとする。

(2) 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ

ア 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

本実施方針及び実施方針と同時に公表される要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、添付資料5の「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書」を電子メールで、下記の期間内に提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

(ア) 意見・質問書の提出先

下記の「エ」の問合せ先

(イ) 意見・質問書の提出期限

平成23年5月9日（月）17:00まで

イ 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、下記期限までに市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らないものとする。

(ア) 意見・質問への回答公表期限

平成23年5月30日（月）17:00まで

ウ 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

エ 問合せ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

担当部局 熊本市環境保全局環境事業部環境施設整備室

郵便番号 〒860-8601

住 所 熊本市手取本町1-1

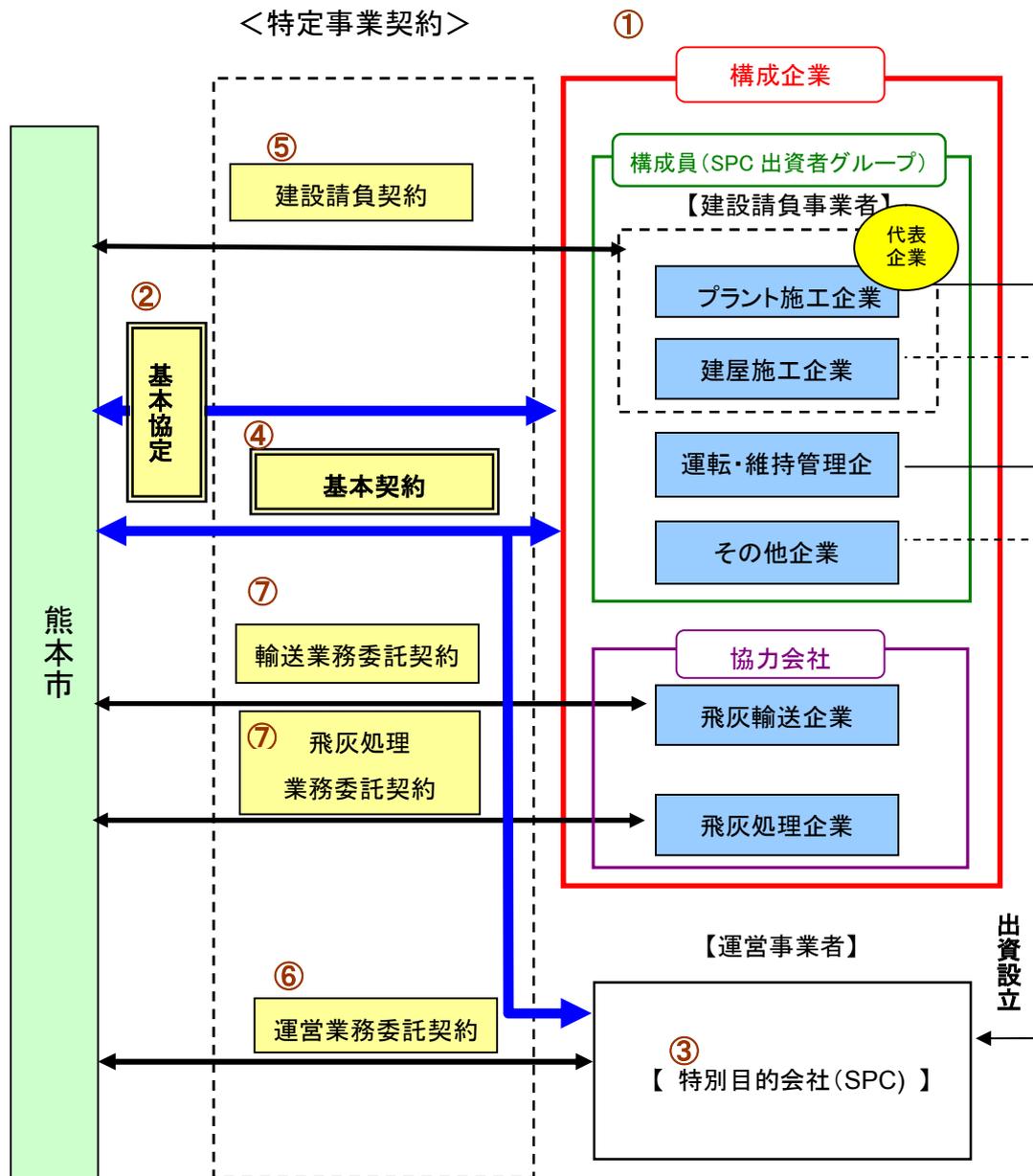
電 話 096-328-2431

F A X 096-359-9945

電子メール kankyoushisetsu@city.kumamoto.lg.jp

添付資料 1 : 事業予定地位置図





- ① 本事業の受注を希望する企業は、入札公告を受け、複数の企業で構成されたグループ（コンソーシアム）を結成し、入札に参加する。
- ② 基本協定・・・落札者決定後、市とグループの企業の連名により締結
- ③ 特別目的会社（SPC）の設立・・・基本協定に基づき、構成員の出資により設立
- ④ 基本契約・・・基本協定に基づき、市、構成企業及びSPCの連名により締結
- ⑤ 建設請負契約・・・基本契約に基づき、市と建設請負事業者間で締結
- ⑥ 運營業務委託契約・・・基本契約に基づき、市とSPC間で締結
- ⑦ 飛灰輸送・処理業務委託契約・・・基本契約に基づき、市と各々の企業間で契約

添付資料3 : 事業に係るリスク分担 (案)

事業に係るリスク分担 (案)

期 間	リスク項目	内 容	分担	
			市	民間事業者
全期間	制度・法令変更	本件事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本件事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		市の取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	金利変動	金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
		金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
		平成23年度中に提示予定の「環境影響評価準備書」の内容と、契約締結後に提示される「環境影響評価書」の内容とが著しく異なる場合に生じるコスト増大のリスク。	○	
	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	資金調達	民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
		市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	第三者賠償金利変動	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
上記以外の発注者の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク		○		
不可抗力	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	(○)	
債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○	
	市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク	○		

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			市	民間事業者
計画段階	測量・調査	民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		市が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		市の提示条件、指示に関する瑕疵、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
建設段階	用地	募集資料などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加	○	
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	民間事業者側の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○
	既存施設への影響	民間事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○	
	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○		
運営段階	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以上の変動）	○	
		搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以内）	○	(○)
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	
	副生成物	主灰、飛灰など副生成物に関するリスク		○
	性能未達	施設が契約に規定する仕様、性能など要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク		○
	施設管理の瑕疵	事業期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）			○	
受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持って排除できない場合）		○		
その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク			○	

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			市	民間事業者
運営段階	電力に関するリスク	発電量の変動に関するリスク（計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にある場合）		○
		発電量の変動に関するリスク（計画からの発電量変動の帰責事由が受託者不在の場合）	○	
	熱に関するリスク	蒸気の供給停止に伴う損害賠償リスク（供給停止の帰責事由が受託者にある場合）		○
		蒸気の供給停止に伴う損害賠償リスク（供給停止の帰責事由が受託者不在の場合）	○	
		蒸気供給用埋設管（敷地内）の破損・更新等にかかるリスク		○
	ユーティリティの不備	ユーティリティの事故・故障による経費増大、運転停止リスク		○
	技術革新	陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク		○
	利用者	見学者など施設利用者の事故に対するリスク		○
既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

主要な契約条件

1. 基本契約

1. 1 特別目的会社の設立

- ・ 民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を株式会社として設立する。
- ・ 運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。
 - （1）運営事業者の本店住所地为熊本県熊本市とすること。
 - （2）運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととするが、構成員以外からの出資は認めない。
 - （3）応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100分の50を超えるものとする。
 - （4）代表企業は、本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を5,000万円以上維持すること。
 - （5）運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
 - （6）運営事業者の株主は、市の同意を得て、運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

1. 2 代表企業の保証

- ・ 運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、一定の制限を設ける。

2. 建設請負契約

2. 1 履行保証

- ・ 建設請負事業者は、請負代金の総額の100分の10に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。
- ・ 建設請負事業者が、建設請負契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足がある時には追徴することができるものとする。

2. 2 引渡し条件等

- ・ 建設請負事業者は、応募の段階で提出が求められる「ライフサイクルにわたる施設の運営維持管理の考え方」（以下「運営維持管理の考え方」という。）及びこれを前提とした「ライフサイクルにわたる施設の運営維持管理計画」（以下「運営維持管理計画」という。）を実行するための、事業期間全般を対象とした運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）を市へ提出し承認を受ける。運営維持管理計画及び運営マニュアルの承認は引渡しの条件とする。
- ・ 試運転を含む設計及び施工業務が遅延し、本施設の引渡しが使用開始予定日より遅延する場合は、建設請負事業者は、遅延損害金を支払わなければならない。なお、遅延損害金の額の決定方法等の詳細については、募集要項において示す。

2. 3 瑕疵担保責任

- ・ 市は、本施設に瑕疵があるときは、建設請負事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は、修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2. 4 性能保証責任

- ・ 性能保証期間中に本施設が性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、建設請負事業者は、直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、市に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。ただし、次の事由に起因する場合は除く。
 - （1）不可抗力
 - （2）その他建設請負事業者の責に帰さない事由

2. 5 事前準備

- ・ 建設請負事業者が実施する本施設の試運転及び引渡性能試験において、本施設の運転業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。

3. 運営委託契約

3. 1 契約保証金

- ・ 運営事業者は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合に、市が他の民間事業者を公募・選定し、本施設を再び稼働させるために要する費用（代替処理費用を含む。）として、市が定める金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお、契約保証金又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。
- ・ 運営事業者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、前項に規定する契約保証金又は、これに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴することができるものとする。

3. 2 違約金

- ・ 市は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、市が他の民間事業者を公募・選定し、本施設を再び稼働させるために要する費用（代替処理費用を含む。）として、市が定める金額の違約金を請求することができる。

3. 4 損害賠償等

- ・ 運営期間において、維持管理が適切に行われなかったことにより本施設の性能が低下又は停止し、市に損害が生じた場合、運営事業者は、市が受けた損害を賠償する。

3. 3 本施設の運営業務

- ・ 市と運営事業者は、運営維持管理の考え方及び運営維持管理計画に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について協議する。また、市は、維持管理の状況を確認し、必要に応じて運営維持管理の考え方及び運営維持管理計画、運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- ・ 運営事業者は、事業期間終了後も本施設が要求水準に示した機能を維持できるよう、運営維持管理計画を策定し、これを実行する。市は、本施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、運営維持管理計画の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。
- ・ 運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、改修等必要な対応を行う。
- ・ 運営事業者は、事業期間全般において、また、特に性能保証期間並びに事業期間の前半において、本施設の瑕疵の発見について努力する。

4. 輸送業務委託契約

- ・ 飛灰輸送企業は、飛灰輸送企業の帰責事由により本契約が解除された場合に、市が他の民間事業者を公募・選定し、飛灰輸送業務を再び行わせるために要する費用（代替措置費用を含む。）に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお、契約保証金又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。
- ・ 市は、本施設から排出される飛灰の再資源化（山元還元）に係る飛灰の輸送業務委託契約を、飛灰輸送企業との間で締結する。
- ・ 飛灰輸送企業は、本施設から排出される飛灰を、別途、飛灰処理業務委託契約で定める飛灰再資源化施設まで輸送する。
- ・ 飛灰の輸送中に、飛灰輸送企業に帰責する事由により事故等が発生し、市あるいは第三者に損害が生じた場合には、飛灰輸送企業は、市又は第三者が受けた損害を賠償する。
- ・ 本契約期間は20年間とするが、市は飛灰輸送企業と協議の上、5年ごとに契約内容を見直すことができる。
- ・ その他、飛灰輸送業務に関する詳細は、輸送業務委託契約において定める。

5. 飛灰処理業務委託契約

- ・ 飛灰処理企業は、飛灰処理企業の帰責事由により本契約が解除された場合に、市が他の民間事業者を公募・選定し、飛灰処理業務を再び行わせるために要する費用（代替措置費用を含む。）に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお、契約保証金又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。
- ・ 市は、本施設から排出される飛灰の再資源化（山元還元）を行うための飛灰処理業務委託契約を、飛灰処理企業との間で締結する。
- ・ 飛灰処理企業は、あらかじめ飛灰委託業務委託で定める品質、量、その他の受け入れ条件を満たした飛灰の受入れを行い、再資源化処理を行う。
- ・ 飛灰処理企業に帰責する事由により飛灰受入れ施設等に故障、操業停止等の事態が生じ、飛灰の円滑な再資源化に支障を来すなど市に損害が生じた場合には、飛灰処理業務委託契約に定めるところに従い、飛灰処理企業は、市が受けた損害を賠償する。

- 本契約期間は20年間とするが、市は飛灰処理企業と協議の上、5年ごとに契約内容を見直すことができる。
- その他、飛灰処理業務に関する詳細は、飛灰処理業務委託契約において定める。

添付資料5

実施方針に関する質疑等は、別添ファイルの「実施方針に関する意見・質問書」に記入の上、12ページイに示す要領に従って提出すること。

(参考)「実施方針に関する意見・質問書」

実施方針に関する意見・質問書

企業名 : _____
担当者名 : _____
連絡先 : _____

番号	質問項目	当該資料での 対応頁	当該資料での 対応部分	質問内容
例	用語の定義	1	1(1)カ(キ)	環境学習に配慮したとは・・・
1				
2				
3				